

第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況(施策の方向に沿って取り組む内容)

参考2

方針

【令和6年度の事業実施状況】

ア このまま継続、推進する
イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要
ウ その他()

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1) 男女共同参画に関する情報発信

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民関係機関	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○情報紙(長崎市男女共同参画推進特集号)の発行 発行部数:153,000部 ○男女共同参画推進センターにおいて、アマランス通信を4回発行した。 ○男女共同参画推進センターにおいて、内閣府ポスター「女性の政治参画マップ」及びせんせい男女共同参画財団ポスター「ジェンダー不平等はどう作られる?」等を掲示し、年間を通して情報収集及び提供を行った。 	<p>【成果・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ながさき3月号の折り込みとして男女共同参画推進特集号を配布したことで、幅広く市民への啓発を行うことができた。 ・アマランス通信vol.236において「GGGI2024」の記事を掲載し、ジェンダーギャップ指数について説明した。 アマランス通信の紙面に男女共同参画に関するエッセイや4コマ漫画を入れることで、市民へ分かりやすく伝えることができた。また、アマランス通信をアマランスのフェイスブックやインスタグラムにも掲載し、SNSを活用した周知啓発ができた。 ・内閣府及びせんせい男女共同参画財団が作成したポスターを掲示することにより、男女共同参画の現状と問題点を具体的に分かりやすく提供できた。 	<p>ア このまま継続、推進する 今後多くの市民へ啓発活動を行うとともに、市民へ分かりやすく伝えられるように、伝え方を工夫する。</p>
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進センターでの図書の貸出 蔵書冊数:7,000冊 貸出利用者数:1,848人 ○男女共同参画推進センターの掲示板で男女共同参画に関する情報発信 国際ガールズデーや国際ボーイズデーの説明と、性に関する蔵書及びアマランスお勧め図書の紹介を行った。 	<p>【成果・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスブックやインスタグラムを活用し男女共同参画に関する情報を発信し、予約や貸出者数も年々増加している。図書情報室は広く市民に開放しており、閲覧や学習の場として提供することができた。 	<p>ア このまま継続、推進する</p>
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画の視点に沿った国際理解を深めるために、カナダでのホームステイ経験のある講師を招いた講座を2回実施した。 ○ジェンダーギャップ指数についての掲示及びアマランス通信での情報発信を行った。 	<p>【成果・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> カナダの家族時間の過ごし方や男女共同参画についての話してもらうことで国際情報の提供ができた。また、ジェンダーギャップ指数の紹介とジェンダー平等を阻害する要因について説明し、理解を深めることができた。 	<p>ア このまま継続、推進する</p>
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民事業者	人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所職員を対象とした職員意識調査の設問に関する情報収集及び検討を行った。 検討時期:令和7年1月～3月 	<p>【成果・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から12年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画後期行動計画の基礎資料や、令和7年度に実施する職員意識調査に活かすことができた。 	<p>ア このまま継続、推進する</p>

施策の方向(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室	<p>○男女共同参画推進センター主催講座を130回実施し、11,392人が受講した。 (内訳) 男女共同参画講座:36回 派遣講座:91回 地域講座:2回 市民企画講座:1回</p> <p>○参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合が94.0%であった。</p> <p>○講座実施数のバランスを取るため、「性についての学習会」は、市立学校での実施回数を20回と制限を設け、同講座を39回実施した。</p>	<p>【成果・効果】 講座受講者数が初めて1万人を超えた令和5年度(11,370人)をさらに上回り、多くの市民へ男女共同参画に関する学習の場を提供するとともに、意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【問題点とその要因】 「性についての学習会」への関心や需要が高まっており、派遣講座数91回のうち「性についての学習会」の開催数が約4割を占め、実施講座の内容に偏りが生じている。</p>	<p>イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 「性についての学習会」は、希望する全ての市立中学校で実施できるよう令和7年度は教育委員会との連携を図り、派遣講座として様々な分野の講座が実施できるよう調整を行う。</p>
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室	<p>○男女共同参画社会の実現を目指し、幅広い層への意識の醸成と啓発を図ることを目的にアマランスフェスタを開催した。</p> <p>9/28(土) 基調講演 講師:香山リカ氏 演題:誰だって自分らしく生きられる 精神科医と考える生き方のコツ 参加者数:370名(うち男性:60名) 10/5(土) 各種講座の実施 参加者数:1,073名(うち男性:168名)</p>	<p>【成果・効果】 講師に著名人を選定し、精神科医としての経験をもとに自分らしく生きられるコツなどについて講演いただく内容としたことで、受講者が370人と大幅に増加(令和5年度:150人)し、より多くの市民へ意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【問題点とその要因】 基調講演については、広く市民に対して周知を図るほか、講演内容に応じた関係機関等にも周知しているものの、SNSでの周知が不足していたことなどから若年層の受講者が少なかった。</p>	<p>ア このまま継続、推進する 若年層が興味を持つような講演内容の検討及び講師を選定するとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、学校、事業所、市民活動団体などにも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層の参加者の増加に努める。また、講演内容に応じた関係機関等への周知を継続して行う。</p>

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

施策の方向(3) 教育の場における男女平等意識の醸成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課	○第41回長崎市人権教育研究大会に416名の教職員が参加した。	【成果・効果】多くの教職員、特に若い教師たちに人権教育について研修をしてほしいため、令和6年度から長崎市人権教育研究大会を初任者研修に位置づけた。 【問題点とその要因】研修を受講する教職員が固定化している現状が見受けられる。	ア このまま継続、推進する人権教育に精通したベテランの教職員だけでなく、若い世代に積極的に研修に参加してもらえるよう校長会、長崎市人権教育研究会、市教育委員会でよりいい開催の仕方について引き続き検討する。
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課	○性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施については、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で、性別にとらわれないキャリア教育を含んだ人権教育を実施した。 ○社会人を招いての職業講話を小学校は74.6%（全67校中、50校）、中学校は81.0%（全37校中、30校）が実施した。	【成果・効果】各学校において職業講話の重要性についての意識が高まり、令和5年度の実施率（小学校73.5%、中学校83.7%）とほぼ同値であった。多くの学校でキャリア教育が実践され、性別にとらわれない正しい職業観の醸成ができた。	ア このまま継続、推進する実績値を上げるため、さらに魅力的な講師の紹介等に力を入れる。
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室	○自分らしい生き方や多様な進路選択について考える機会を提供するため、男女共同参画推進センターの派遣講座において、中学生を対象に「ジェンダー平等の社会を目指すために」を1回、小学生と保護者を対象に「自分らしい生き方」を1回実施した。	【成果・効果】・多様な進路選択を考える機会を提供できた。また、児童や生徒から意見や質問が寄せられ、学校生活におけるジェンダー平等意識の高まりが見えた。 【問題点とその要因】・派遣講座についての学校への周知が不足していたため、開催校が2校と少なかった。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要今後は、講座の開催にあたり、教育委員会、学校等の関係機関とも一層連携し、広く周知を行う。
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、小学生対象の「自分を守るワークショップ」、中高生対象の「デートDV防止授業」、小中高校生やPTA対象の「性についての学習会」「LGBTQとハラスメント防止」等を合計80回実施した。 (内訳) 自分を守るワークショップ 2回 デートDV防止授業 25回 性についての学習会 37回 LGBTQとハラスメント防止 11回 その他のテーマ 5回	【成果・効果】派遣講座の依頼は年々増えており、男女共同参画について幅広く多くの市民に学習の場を提供できた。 【問題点とその要因】「性についての学習会」の市立学校での実施回数の制限（20回）を設けたことにより「デートDV防止授業」、「LGBTQとハラスメント防止」の実施回数が令和5年度より増加したが、令和6年度も保育所、認定こども園、学校、PTAを対象とした「性についての学習会」の実施回数は37回と依然派遣講座全体の約半数を占め、他の派遣講座の開催数が減少する等の影響が生じた。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要派遣講座の周知については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と連携して行う。「性についての学習会」は、希望する全ての市立中学校で実施できるよう令和7年度は教育委員会との連携を図る。
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課	○令和6年度実施研修会 PTA広報委員研修2回（参加者 76名） PTA校外指導委員研修2回（参加者 77名） PTA学級委員研修2回（参加者 90名）	【成果】共働き世帯が増加している等のライフスタイルの変化により、育友会活動への男性の参加者が増加しており、男女共同参画の意識が浸透している。 【問題点とその要因】研修に参加する役員は女性の割合が多い。理解あるPTA活動のためにも、男女共同参画の観点を重視してさらに拡充したい。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、各種団体やグループからの依頼を受け、派遣講座を11回開催した。 (内訳) 職場のハラスメント対策 : 3回 女性や子どもの防犯と護身術 : 2回 性についての学習会 : 2回 その他 : 4回	【成果・効果】 ・各種団体やグループの要望に基づいた男女共同参画に関する派遣講座を行い、意識の醸成を図ることができた。 また、職場のハラスメント対策の講座を3回実施し、職場の意識啓発につながった。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、各種団体の要望に沿った男女共同参画に関する派遣講座を行っていく。
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター主催の39講座において一時保育に対応し、申し込みのあった9講座で保育を実施した。	【成果・効果】 育児中の若い世代の参加につながり、男女共同参画の意識の醸成が図れた。	ア このまま継続、推進する
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課	○夏休みこども講座(親子参加)での一時保育の実施(中央公民館) ・講座回数 7回 ・受講者数 延べ12名 ○春秋の公民館講座(主催講座)「ママのほっとタイム」での一時保育の実施(東公民館) ・講座回数 7回 ・受講者数 延べ57人	【成果・効果】 ・育児中の母親が孤立することなくこどもと一緒に楽しめる場を提供できた。 ・講座に集中してもらうことができた。 【問題点とその要因】 ・情報がいきわたらず、利用したくてもできない人がいた。 ・必要な人に必要な情報が伝わるよう、周知方法を検討していく必要がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 一時保育が利用できることが広く伝わるように周知方法を検討する。

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて「女性のための健康講座」を4回、派遣講座「性についての学習会」を39回実施した。 ○講座実施数のバランスを取るために、「性についての学習会」は、市立学校での実施回数を20回と制限を設けた。	【成果・効果】 小学生から高齢者まで幅広い年齢層に性と生殖や健康に関する正しい知識を伝えることができた。 【問題点とその要因】 「性についての学習会」は、希望する全ての市立中学校で実施できるよう令和7年度は教育委員会との連携を図る。	ア このまま継続、推進する
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課	人権啓発研修会の実施 ○中央公民館 講座回数 2回 受講者数 55人 ○南公民館 講座回数 1回 受講者数 29人 ○西公民館 講座回数 1回 受講者数 16人 ○北公民館 講座回数 1回 受講者数 35人 ○滑石公民館 講座回数 1回 受講者数 42人	【成果】 性に関する問題点について知ることにより、LGBTQについて興味関心をもつたり、理解を深めたりすることができた受講者が多数いた。 【問題点とその要因】 今後、受講者数を増やしたり、受講する人の年齢層を広げたりするように、講座開催の周知方法を検討していく必要がある。	ア このまま継続、推進する
17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	学校教育課	○令和3年度から長崎県で取り組まれている長崎県学校保健専門医等派遣事業を積極的に活用するよう各学校に周知した。 事業活用校:11校 ○アマランス派遣講座の活用について人権男女共同参画室と連携を図りながら、学校に周知した。 派遣講座活用件数:49件	【成果・効果】 長崎県学校保健専門医等派遣事業の活用については、令和3年度から計画的に進めることができた。 外部講師の活用については、長崎県の派遣事業の活用以外に、学校独自に派遣依頼をしているところも増えており、令和6年度においては、小学校で22.4%、中学校で89.2%で、全体で46.2%の活用率となり、令和6年度は46.2%と目標値33.0%より13.2ポイント増となり、学校の意識も高まっている。 【問題点とその要因】 性に関する教育はほとんどの学校で実施しているが、中学校においては、多くの学校が実態に合わせながら外部講師を活用しており、小学校においては、教科(保健)による指導を担任や養護教諭を中心に取り組んでいる学校が多いため、小学校での外部講師の活用は少ない。	ア このまま継続、推進する 長崎県学校保健専門医等派遣事業及びアマランス講座を積極的に活用するよう各学校に周知する。 令和7年度から希望する全ての市内中学校において外部講師を招聘できるようにする。 学校が実施に向けた計画が立てやすいよう、年度当初に講座の周知を行う。
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民(主に中・高・大学生)	感染症対策室	○性感染症に関する知識普及の一環として、市のSNSを活用した検査日時の周知、HIV検査普及週間、世界エイズデーにあわせて検査周知と啓発パンフレットの配布を実施した。 ○市民がより受けやすい検査体制の整備として、令和6年10月より性感染症検査の匿名化を行い、令和6年12月よりインターネット予約を導入した。	【成果・効果】 パンフレットやポスター、検査案内チラシを学校を含む関係機関95箇所への配布や、市のSNSを用いた検査日程の周知を行ったことで検査を含めた予防知識の普及啓発を図ることができた。また性感染症検査の匿名化、ネット予約を導入し、市民が受けやすい検査体制を整備し、早期発見や市民の不安軽減を図った。 【問題点とその要因】 コロナ禍以後、それまで講座開催していた学校からの依頼が途切れたままであるため、学校を通じての情報提供や、SNSのさらなる活用等、若い世代への啓発の方法を検討していく必要がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 HIV普及週間、世界エイズデー期間中の特別検査の実施や、各施設・学校へのチラシの配布などを行い、性感染症の予防や早期発見への啓発を引き続き実施する。エイズや性感染症の発生や蔓延を防止するためには、特に若い世代への正しい知識の普及・予防啓発が重要であるため、若い世代へのアプローチできる周知の方法や検査体制を再考していく。
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談において、臨床心理士による心の健康相談を実施した。 実施回数:24回 相談件数:44件(性に関する相談:1件)	【成果・効果】 臨床心理士による相談体制を整えていることで、相談したい人が気軽に相談できている。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課	○妊娠期の異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦一般健康診査(14回)と産後うつの予防のため産後2週間と1か月に行う産婦健康診査(2回)を医療機関に委託して実施し、支援の必要な妊産婦に対し、電話や訪問等により支援を行った。 また、初回産科受診料の助成及び多胎妊婦の追加健診(最大5回)を実施した。	【成果・効果】 受診率は、妊婦健診93.9%(11回目まで)、産婦健診93.9%と高い水準を維持しており、適切な妊婦健康診査の受診につながった。支援が必要な妊産婦については、産科医療機関等と情報共有を行い、連携しながら支援につなぐことができた。 また、初回産科受診料の助成や多胎妊婦に対する追加健診の実施により、さらに妊婦の負担軽減につながった。 【問題点とその要因】 受診率は90%以上を維持しているものの、令和6年度は前年度より低下している。	ア このまま継続、推進する 引き続き妊娠届出時の説明等、受診勧奨を行う。
21	両親学級の開催	妊婦とその配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課	○妊婦とそのパートナーを対象に両親学級を実施し、妊娠中の生活や栄養、出産に向けての準備や育児、パートナーの役割について講話と体験を行った。 実施回数:21回	【成果・効果】 妊娠期や出産後の生活に関する知識の習得及び沐浴体験や妊婦体験など、実践をとおして出産前後に必要な技術を体験する良い機会となっている。また、参加者同士の交流の場となっており、パートナーも一緒に参加することで育児参加への促進につながっていると考える。 参加者の満足度は高く、パートナーの育児参加の促進につながっていたと考える。内容や開催日の見直し等により参加者を多く受け入れられるような工夫を行ったほか、電子申請で予約ができるようにしたことで予約方法が統一され、参加者の利便性向上につながった。 【問題点とその要因】 開催数や頻度が各会場で異なっており、対象者が希望している場所や日程で受講ができないことがあった。	ア このまま継続、推進する 参加できない対象者には、保健師が電話を行い、産婦人科で開催している教室の案内を行うとともに、引き続き分かりやすい周知に努める。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるための広報責任者研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課	○新任課長・課長補佐研修を1回実施し、刊行物を発行する際には、世代や性別に配慮した表現をするよう周知した。	【成果・効果】 市の刊行物において、性別による偏った意識や表現を排除し、男女共同参画への意識の向上に繋がった。 【問題点とその要因】 広報表現と男女共同参画の両分野に対応可能な講師が限られており、両テーマを組み合わせた研修の継続が難しい。 アクセシビリティの考え方に基づいて、男女共同参画だけでなく、身体・精神障害者への配慮、高齢者・子供への配慮など、多くの配慮すべき項目の一つとして、意識を高めるための研修を行うことから、男女共同参画に特化した研修内容とすることは難しい。また、ICTの発展により誰でも、いつでも情報を発信できるようになっているため、広報責任者に限定せず幅広い周知啓発が必要である。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 広報を行ううえで必須の視点ではあるため、人権男女共同参画室と協議を行い、府内向けの広報物等で周知できないか検討する必要がある。
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター内の掲示板や大型モニターで情報発信した。 ・国際ガールズデー・国際ボーイズデーの意義を、具体的展示により情報発信できた。 新聞を購読していない人にも最新の情報が伝えることができた。また、記事を拡大する等、掲示方法に工夫を凝らしたことでの効果的に情報発信することができた。 長崎県内の性感染症の現状や感染原因を情報発信し、性感染症の拡大防止に向けた意識啓発ができた。	【成果・効果】 国際ガールズデー・国際ボーイズデーの意義を、具体的展示により情報発信できた。 新聞を購読していない人にも最新の情報が伝えることができた。また、記事を拡大する等、掲示方法に工夫を凝らしたことでの効果的に情報発信することができた。 長崎県内の性感染症の現状や感染原因を情報発信し、性感染症の拡大防止に向けた意識啓発ができた。	ア このまま継続、推進する
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室	○男女共同参画の観点から、市ホームページや府内イントラネットに掲載されているチラシ等を確認した。令和6年度は、改善を促すものはなかった。	【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も市ホームページや府内イントラネットの掲示板掲載の各課のチラシや冊子等を適宜確認し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

施策の方向(8) メディア環境における有害環境浄化への取組

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
25	社会環境実態調査の実施(コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	事業者	こども相談センター (こどもみらい課)	○令和6年度は市内にあるコンビニエンスストア117、書籍店5、携帯電話販売店22、深夜興行等22、有害がん具類販売店22、合計188店舗を調査対象として実施。調査を通して、青少年の健全育成と環境作りについて啓発と理解・協力をお願いした。 調査回数:188回	【成果・効果】 市内における有害図書類や有害がん具類の販売の実態を確認するとともに、来店する青少年の様子等について各店舗の店員から聞き取りを行うことで、現状や課題について理解を深めることができた。 【問題点とその要因】 コンビニエンスストアでは雑誌を取り扱わない店舗が増えている。有害図書類を販売、陳列している店舗は減少しつつあり、取り組みの見直しが必要である。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 有害図書類を販売、陳列している店舗は減少しつつあり、一定の成果が得られている。対象店舗を縮小し、調査回数を見直すなどして、業務の効率化を図る。
26	白ポストによる有害図書類の回収	市民	こども相談センター (こどもみらい課)	○有害図書回収白ポストに投入された有害図書類(雑誌、コミック本、DVD等)を定期的(年4回)に回収し、結果を記録し、廃棄処分した。また取り組みの見直しにあたって、令和6年度において3箇所を閉鎖 のちに撤去した。 令和6年回収 点数:1,951点 箇所:12箇所	【成果・効果】 有害図書類やDVDなどを回収し、廃棄することで、青少年を取り巻く環境の浄化ができた。また取り組みの見直しにより業務を効率化することができた。 【問題点とその要因】 白ポスト内に目的とは異なるゴミの投棄が多い。またIT環境の広まりなどによる白ポスト設置時の青少年を取り巻く環境が変化している。白ポストによる有害図書類の回収について見直しが必要である。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 IT環境の広まりにより、回収点数は年々減少傾向にあり、取り組みについて見直しが必要な時期にある。令和6年度取り組みの見直しにあたって、段階的に白ポストを閉鎖を実施。周辺の環境の悪化が確認されなかったことから、令和7年度において市内すべての白ポスト閉鎖を図る。
27	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習企画課	○長崎市立小・中学校にリーフレット「長崎っ子の約束」を配布した。 ○PTAメディア研修会を2回実施し、57人が参加した。 ○メディアに関するファミリープログラムを4回実施し、104人が参加した。	【成果・効果】 メディアに関する親子でのルール作りに役立った。 【問題点とその要因】 全てのPTAに実践できていないので、全体的な統一感を図りたい。	ア このまま継続、推進する

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

施策の方向(9) 女性の積極的な登用の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
28	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	市関係課 行政体制整備室	○長崎市附属機関の設置等に関する基準において「委員の選任に当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めること」と規定し、関係所属に対して片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮させることとしている。 ・市の審議会等への女性委員の登用率:23.3%	【成果・効果】 市の審議会等への女性委員の登用率が令和5年度(22.7%)と比較して増加しており、政策・方針等の立案や決定の場で女性の意見を一定反映することができた。 【問題点とその要因】 あて職となっている職位や専門家の男女比に偏りがある場合も多く、女性委員の登用率は20%台で推移している。	ア このまま継続、推進する 引き続き40%を目標値とし、女性の登用率の引き上げを図るために、各所属への働きかけを継続する。
29	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室	○審議会等の委員改選にて、女性の人材情報を提供した。 審議会等への登用人数:9人	【成果・効果】 施策の策定や実施において女性の意見や視点を反映することができた。 【問題点とその要因】 男女共同参画を推進する様々な団体において、各団体会員の高齢化などにより、改選時の委員推薦に苦慮している。	ア このまま継続、推進する 今後も女性の人材育成や発掘に努め、審議会等委員改選時に必要に応じて情報を提供していく。
30	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行（うち2回掲載）	【成果・効果】 女性の積極的登用に関する情報発信に努め、企業の意識啓発を行った。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
31	女性職員の管理職への登用(管理職:課長級以上の職員)	市職員	人事課	○令和6年の実績値(16.6%)、達成率(83.0%) 部長級 総数 35人 うち女性 2人 次長級 総数 23人 うち女性 6人 課長級 総数 117人 うち女性 21人	【成果・効果】 令和5年の実績値(14.5%)、達成率(72.5%)に対し、いずれも前年を上回っている。 【問題点とその要因】 女性管理職のうち、特に課長級の職員の増加により前年を上回った。今後も目標値を達成できるよう引き続き女性登用を推進していく。	ア このまま継続、推進する 管理職として必要な経験等を積ませる適材適所な人事配置を引き続き行う。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(10) 女性の人材育成

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
32	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「ジェンダー平等を考える連続講座」や「女性のためのアマランス起業塾」などを開催した。 講座開催数:33回	【成果・効果】 講座参加者の平均満足度は約93%であり、女性の人材育成及びエンパワーメントを図ることができた。	ア このまま継続、推進する
33	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○長崎市ワークライフバランス推進計画に基づき、希望職員を対象に「パパママ応援講座」を実施した。 【パパママ応援講座】 [第1回 育休経験者との情報交換等] 対象:育休中職員のうち希望者 実施日:令和6年5月30日 受講者:13人 [第2回 子ども参観] 対象:小中学生の子を持つ職員のうち希望者 実施日:令和6年8月23日実施 受講者:26人(小中学生の参加者36人)	【成果・効果】 育休制度等の説明や育休取得者の体験談を聞くことによって、受講者の育休取得や職場復帰に対する不安を軽減することができた。	ア このまま継続、推進する 今後も女性職員のキャリアアップにつながる研修を継続して実施する。
34	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	農業者	農林振興課	○農業振興会や認定農業者連絡協議会など、それぞれの団体や協議会等において、女性農業者も含めた研修を4回実施した。	【成果】 女性農業者の意識啓発や育成の支援につながった。 【問題点とその要因】 研修会を開催する場合、主に経営主である男性農業者が出席が多いことから、夫婦で参加できるような環境づくりが必要である。	ア このまま継続、推進する 女性農業者の育成は重要であるため、市以外にも、国や県が主催する研修会の周知を図り、女性農業者の出席を促すよう努めていく。また、夫婦で参加できるような環境づくりなど女性農業者が出席しやすい体制を整えていく必要がある。
35	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター利用登録団体に対し活動の拠点となるようセンター貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行った。 また、交流コーナー掲示板に「登録団体」のコーナーを設置し、各団体の情報発信を行った。	【成果・効果】 ○男女共同参画推進センター利用登録団体に対し、センター貸室の優先予約や5割減免、ロッカー利用の支援を行うことにより、センターを利用しやすくし、男女共同参画推進のための活動を支援することができた。	ア このまま継続、推進する
36	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○連絡会や総会の開催やアマランスフェスタの参画などの活動機会の提供を行ったほか、男女共同参画推進センターの貸室優先予約や減免措置などを行った。また、男女共同参画のイベントや様々な情報を提供した。	【成果・効果】 ○ながさき女性・団体ネットワークに対し、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置を行うことによりセンターを利用しやすく活発な活動を支援できた。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(11) 女性のチャレンジへの支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
37	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「女性のためのアマランス起業塾」「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」などを開催した。 ○昨今の仕事ツールとして需要が高まっているチャットGPTやインスタグラムに着目し、就労支援につながる講座を企画・実施した。	【成果・効果】 女性のためのアマランス起業塾では、企業の心構えや事業プランの作成など起業の方法を具体的に教授することで、起業への意欲喚起ができた。「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」では、出店体験を通して、参加者の出店等に対する意欲の向上につながった。 また、チャットGPTやインスタグラムの可能性をより多くの市民に伝え、実際の仕事に活かせるスキル習得の支援を行うことができた。	ア このまま継続、推進する 講座内容に興味を持ってもらえるようInstagramを活用する。 また、講座の認知度や魅力を高めることで、受講者数の増加へつなげていく。
38	漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	漁業者	水産振興課	○女性漁業者・漁協組合員が参加するイベントを行った。 (内訳) ・戸石はもかに祭り ・戸石とらふぐかき祭り ・ながさき実り・恵みの感謝祭 ・のもざき伊勢エビまつり	【成果・効果】 女性漁業者及び漁協女性部が活躍できる機会を創出できた。 ・女性漁業者の参加回数:4回(各イベント1回ずつ) ・漁協女性部の参加回数:2回(戸石はもかに祭り、戸石とらふぐかき祭り) 【問題点】 漁協女性部の参加回数が比較的少ない。 【要因】 女性に限定してイベント周知を行っていない、または漁協女性部まで周知が行き届いていない。	ア このまま継続、推進する
39	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行 (うち1回掲載)	【成果・効果】 女性のチャレンジへの支援に関する情報発信に努め、企業の意識啓発を行った。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
40	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行（うち1回掲載）	【成果・効果】 女性のチャレンジへの支援に関する情報発信に努めた、企業の意識啓発を行った。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
41	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む3事業所を「長崎市男女イキイキ企業」として表彰した。 【令和6年度 表彰事業所】 株式会社 KPG HOTEL&RESORT i+Land nagasaki ジブラルタ生命保険株式会社 長崎本社 橋本興産株式会社	【成果・効果】 誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる表彰事業所の取り組みを市ホームページ等で広く紹介することで、市民や他の事業者の意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する より多くの事業所へ周知できるよう、広報活動の工夫や関係部局との連携を図りながら事業を継続する。
42	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課	○令和2年から令和7年度までの6年間の計画であるが、令和5年度までの実績値を踏まえた目標値の設定や長崎市人事戦略（令和6年8月）の施策を反映させるため、中間見直しを行った。また、これまで目標値を定めていなかった時間外勤務上限時間が年間360時間以上の職員数及び対象者に占める割合について、目標が明確になるように定めた。 併せて、育児・介護制度の取得促進のため、育児・介護プログラムの作成時期について、周囲のサポートや代替職員の配置準備のため、休暇等の制度取得の6か月前を目途に作成するよう明記した。	【成果・効果】 ①時間外勤務上限時間： 年間360時間以上の職員数221人 対象者に占める割合目標値5%に対して7.4% ②年次休暇取得率：目標75%に対して、実施率65.5% ③男の産休取得率：目標100%に対して、出産補助休暇59.8% 育児参加休暇53.3% 合計取得日数：目標7日に対して、5.5日 ④育児休業取得率：男性職員目標85%に対して、43.4% 女性職員目標100%に対して、100% ⑤一般事務職における女性管理職（課長級以上）の割合： 目標20.0%に対して、15.6% 【問題点とその要因】 ③育児参加休暇の取得率が、昨年度に比べ低下している。 (昨年度：出産補助休暇70.3%、育児参加休暇58.6%) 制度の周知徹底が不足していることが考えられる。	ア このまま継続、推進する 現行の計画が令和7年度で終了となるため、令和8年度を開始時期とする次期計画を今年度作成するが、現行の計画における数値目標及び主な取り組みの達成状況を踏まえ、次期計画における数値目標及び主な取り組みについて検討する。 また、国の育児・介護の制度改革が次々と行われていることから、本市においても国の動きを踏まえて制度改革を行うとともに、ワークライフバランスの推進に向けた周知徹底及び制度の利活用促進に取り組んでいく。
43	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として6回開催した。	【成果・効果】 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、LGBTQに関連したハラスメントなど、各団体の要望に沿った講座を行うことで、それぞれの団体のハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。	ア このまま継続、推進する
44	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行（うち3回掲載）	【成果・効果】 各種ハラスメントに関する情報発信に努め、企業の意識啓発を行った。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
45	市職員(新規採用職員や管理職等)へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○新規採用職員、新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)及び係長(2年目)を対象にした「ハラスメント防止研修」を実施した。 【新規採用職員】 令和6年7月3日実施、123人受講 【新任幹部職員(部局長級・課長級・課長補佐級)】 令和6年7月24日実施、53人受講 【係長(2年目)】 令和6年7月23日実施、23人受講	【成果・効果】 管理職のハラスメント防止に関する意識向上を図ることができた。また、新規採用職員に研修を行うことで、ハラスメント被害にあつた際の対応や相談窓口について周知することができた。 【問題点とその要因】 毎年継続してハラスメント防止研修を開催しているものの、ハラスメントの基準に対し、個人ごとに認識の差があるため、ハラスメント被害が発生している。	ア このまま継続、推進する 今後もハラスメント防止に関する研修を継続して実施する。
46	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課	○市役所内部で対応困難な場合等に対処するため、外部の専門家で構成するハラスメント調査等審議会を設置している。 【令和6年度開催回数 0回】 また、ハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応するため、市の内外に専門相談員、内部相談員(常勤職員)、外部相談員(弁護士)を配置し、いつでも職員が相談できるような環境づくりを行っている。 【令和6年度ハラスメント相談件数】 内部相談員(市長部局)26件、外部相談員3件	【成果・効果】 令和6年度は4月に全庁宛に相談員及びハラスメント行為は懲戒処分になる旨の通知を送付、会計年度任用職員へハラスメント相談員に関するお知らせ配布、ハラスメントのアンケートを実施する等取組みを行い、相談しやすい環境を整えることができた。 【問題点】 相談件数が一定数あり、ハラスメント自体は減っていない。 【要因】 相談窓口の存在を多くの職員が認知したことで相談件数が増えている可能性もあるが、ハラスメント自体はなくなっていないため、改めて、アンケートの実施、研修や指導によりハラスメント防止に努める。	ア このまま継続、推進する 職員からの相談に対し、今後も迅速に対応する。
47	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談において、労働に関する相談を71件受けとともに他の相談機関の情報提供を行った。	【成果・効果】 情報提供を行うことで、相談者の支援につなげることができており、また相談機関の周知も図ることができた。 【問題点とその要因】 相談に関しては特に問題なし	ア このまま継続、推進する
48	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 年4回発行(うち4回掲載)	【成果・効果】 雇用制度の周知、在宅ワークなどに関する情報発信に努め、企業の意識啓発を行った。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
49	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○新任課長・課長補佐研修及び新規採用職員研修において、勤務条件等についての周知を図った。 【新任課長・課長補佐】 令和6年4月12日実施 29人受講 【新規採用職員】 令和6年4月2日実施 135人受講 令和6年9月2日実施 1人受講 令和6年10月1日実施 2人受講 令和6年11月1日実施 4人受講 令和7年1月6日実施 1人受講	【成果・効果】 管理職及び新規採用職員に対し、本市の勤務条件を周知することができ、理解の促進が図られた。	ア このまま継続、推進する 今後も勤務条件等に関する研修を継続して実施する。
50	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、最低賃金や雇用保険料の情報や、内閣府ポスター「夏のリコチャレ2024～理工系のお仕事体験しよう！」、厚生労働省ポスター「女性活躍推進企業データベース」などを掲示・周知した。	【成果・効果】 労働や就業に関する制度の最新情報を提供することで、多様な進路選択や働き方など、女性活躍への支援を行うことができた。	ア このまま継続、推進する

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
51	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「地元女性生産者に学ぶ琴海のおいしい野菜とワーク・ライフ・バランス」などワーク・ライフ・バランスに関する講座を15回開催した。	【成果・効果】 「地元女性生産者に学ぶ琴海のおいしい野菜とワーク・ライフ・バランス」以外にも、チャットGPTを学ぶ講座や親子を対象とした講座など、多くの講座に定員以上の参加者があり、講話や体験を通してワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 世の中の動きやニーズを捉えたテーマの設定に一層注力するほか、過去に参加者が多かった講座を検証するなど、より多くの市民や事業者に参加してもらえるよう内容の検討を行う。
52	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターが発行しているアマランス通信Vol.238において、ワーク・ライフ・バランスの記事を掲載した。 ○男女共同参画推進特集号(50号)に、令和6年度男女イキイキ企業として表彰された3事業所及びその取組みを掲載した。	【成果・効果】 アマランス通信を男女共同参画推進センター内に掲示するとともにSNSで発信したことでの、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 今後も、市民の「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の向上を図るために、情報誌やSNS等による情報発信を継続する。また、より関心を持ってもらうために発信方法を工夫しながら、取り組んでいく。
53	女性農業者の経済的地位の確立のための家族経営協定の締結促進(労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)	農業者	農林振興課	○農業振興会や認定農業者連絡協議会など、それぞれの団体や協議会等において、女性農業者も含めた研修を4回実施した。	【成果・効果】 女性農業者の意識啓発や育成の支援につながった。 【問題点とその要因】 研修会を開催する場合、主に経営主である男性農業者が出席が多いことから、夫婦で参加できるような環境づくりが必要である。	ア このまま継続、推進する 女性農業者の育成は重要であるため、市以外にも、国や県が主催する研修会の周知を図り、女性農業者の出席を促すよう努めていく。また、夫婦で参加できるような環境づくりなど女性農業者が出席しやすい体制を整えていく必要がある。
54	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課	○いきいき労働環境整備資金実績 令和6年度 0件	【成果・効果】 実績、効果なし 【問題点とその要因】 利用の案内窓口である金融機関側の認知不足や県等の他の融資制度との優位性等に要因があると考えられる。 また、周知対象者が金融機関のみであり、本制度のニーズにあつた事業者へ具体的な案内ができなかった。	ア このまま継続、推進する 本制度を利用してもらえるように引き続き金融機関に周知依頼を行う。また、今後は変動金利は上昇傾向が予測されるため、固定金利であることを強みをアピールする工夫をする。(チラシ作成、団体訪問等) 本制度のニーズがある事業所や団体への関わりが深い関係機関への周知依頼を行う。(心身障害者団体連合、障害福祉課、ハートセンター等)

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
55	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課	○子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアルを行った。 アクセス件数:382,765件 (令和5年度:348,555件)	【成果・効果】 「イーカオ」における情報発信について、「見にくい」「わかりにくい」との意見が利用者から出ていたため、リニューアルを行い、見やすくなった、必要な情報が見つけやすくなったとの声が増えた。 【問題点と要因】 専門用語の難しさなどから、一部のページでまだ「わかりにくい」という声がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 引き続きパパママモニター※を継続し実際の利用者の意見も取り入れていく。 ※利用者の視点から「イーカオ」に対する率直なご意見等を聴き、「イーカオ」の課題を見つける改善を図ることを目的として、令和4年よりモニターを設置。
56	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課	○子ども、子育て家庭や関係機関から電話、面接(来所、訪問)、メール・LINE等であらゆる相談を受け、社会福祉士等専門職が応じ、必要な支援につないだ。 相談件数:2,290件 改善件数:1,955件	【成果・効果】 気軽に相談しやすいLINEやメールを入口とすることで、子ども、子育て家庭が相談しやすい体制を整えることができた。あらゆる相談に対応し、必要な家庭には専門職がアウトーチによる支援を行い問題の軽減を図ることができた。 【問題点とその要因】 核家族やひとり親家庭の増加により子育て家庭が抱える問題が複雑かつ複合的なものとなっており、対応に時間を要する。	ア このまま継続、推進する さらなる相談対応のスキル向上を図るとともに、引き続き子どもや保護者及び関係機関からの相談への対応を強化する。
57	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課	○民生委員・児童委員、ボランティア等と協働で、乳幼児親子が遊び、交流する「お遊び教室」を実施した。 特に、父親の子育て参加を促進するため、平成26年度から実施している「お遊び教室パパデー」を継続して実施した。 開催箇所:32箇所 開催回数:397回 参加者数:9,203人 (うち父親の参加者数:271人)	【成果・効果】 乳幼児親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を目的として、引き続き地域の身近な場所で「お遊び教室」を開催し、子育て家庭の仲間づくりや育児に関する不安の軽減を図った。また、より多くの親子に「お遊び教室」を利用していただくため、年間予定を公式インスタグラムへ掲載したり、ホームページに会場の位置を分かりやすくまとめたチラシを掲載するなどの周知を実施した。 【問題点とその要因】 子育てに不安を感じている保護者は多く、子育てを通した仲間づくりを推進する必要があるが、出生数の低下や0~2歳児の保育施設の利用率上昇により、お遊び教室の利用対象者が減少している。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 お遊び教室について、利用者のニーズを把握するとともに、関係団体と連携しながら、効果的な事業のあり方を検討する。
58	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	市民	子育てサポート課	○ファミリー・サポート・センターの運営にあたり、広報や掲示板等で事業の周知や会員の募集を行ったほか、利用者アンケートや他市調査を行い、本事業の見直しを行った。 会員登録総数:2,176人 (内訳) おねがい会員:1,449人 まかせて会員: 637人 どっちも会員 : 90人	【成果・効果】 出張登録会により会員が増加している。また、アンケート調査等の結果を通じて令和7年度から、市民の問い合わせの一本化や利用対象児童の緩和に向けて調整を行った 【問題点とその要因】 地域によって、登録している会員が少ない場所もあり、マッチングに時間がかかるてしまう。 現会員が抱える悩みを共有できる場が少ない。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 地域の中で子育てを助け合う事業であり、各地域における会員(特にまかせて会員)の増加に努めるため、会員同士の交流会の実施や、まかせて会員増の取り組みを行う。
59	医療費自己負担額の一部助成(高校生世代までの児童を対象に、その保護者に対し、保険医療にかかる医療費自己負担の一部助成)	高校生世代までの児童	こども政策課	○保険診療にかかる患者負担から福祉医療費自己負担額(医療機関ごとに1日につき800円、ただし、ひと月につきその合計額が1,600円を超えるときは、1,600円。調剤薬局は自己負担額なし。)を差し引いた金額を助成した。 中学生まで全ての対象者に対して現物給付、高校生世代については償還払いによる助成を行い、家計に占める医療費の負担軽減等を図っている。 【令和6年度】助成件数 : 694,803件 うち中学生まで : 642,189件 高校生 : 52,614件	【成果・効果】 全ての対象者に対して医療費の助成を行った。 令和5年4月1日受診分から対象者を拡大し、新たに高校生世代について償還払いによる助成を行った。 【問題点とその要因】 高校生世代への助成については、一時的な医療費の支出による経済的負担や市への手続き負担により、現物給付化を求める声が上がっている。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 小学生、中学生は県の補助対象となっていないため、県に対して補助対象の拡大を求める。 高校生世代については、県において、償還払いで令和5年度から3年間試行的に実施し、その実績を基に令和7年度に制度の内容を検証していくこととされているため、検証の際には、現物給付の導入について要望して行く。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
60	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課	○ひとり親家庭への支援を行った。 母子・父子自立支援員の延相談件数 :3,241件 日常生活支援の家庭生活支援員派遣時間数:133時間 母子父子寡婦福祉資金の貸付件数 :11件 医療費の一部助成件数 :62,649件 自立支援プログラムの策定件数 :27件 自立支援給付金等の支給件数 :70件 ひとり親家庭養育費確保支援補助件数 :20件	【成果・効果】 ひとり親家庭の生活上の様々な不安や支障が解消され、日常生活の安定につながった。 【問題点とその要因】 孤立しているひとり親世帯等への支援が行き届いているかが不透明である。 関係機関や関係部署等との連携が密であるとは言い難い。	ア このまま継続、推進する 関係機関や関係部署等との連携を強化し、今後も継続して進めていく。
61	待機児童の解消及び認定こども園への移行の促進	就学前児童、保護者	幼児課	○入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、待機児童が発生したため、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供などを行った。 保育所待機児童数:0人	【成果・効果】 国の定義による保育所待機児童数が0人となり、一定保育の量の確保はできている。 【問題点とその要因】 年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、入所希望の地域や施設に偏り等があることなどから、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっている。	ア このまま継続、推進する 保護者のニーズ等を十分に見極めながら、保育の適正な量の確保に努めていく。
62	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課	①一時預かり事業 31箇所で実施し、利用児童数は延べ2,081人であった。 ※一時保育(保育所等の自主事業は46箇所で実施) ②病児病後児保育事業 令和6年度は市内に8箇所設置しており、延べ利用児童数は3899人であった。 ③延長保育事業 129箇所(公立6、私立123)で実施した。	【成果・効果】 病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等協力のもと、実施の意向を示した施設と協議を進めた結果、新たに4つの保育施設において事業を実施できた。 【問題点とその要因】 病児・病後児保育事業について、施設の閉所に伴い、利用者ニーズに対応できない状況が見込まれる。 南部及び西部地区の実施施設が閉所し、空白地域になっていることがその要因となっている。	ア このまま継続、推進する 令和6年度から実施している保育施設内の病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。
63	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課	○子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の単位(おおむね40人以下)ごとに、運営主体に対し、支援を行った。 94クラブ・175支援	【成果・効果】 小学校区ごとの放課後児童クラブの利用児童数を適切に見込み、運営の支援を行い、適正な量の確保を行うとともに、放課後児童クラブの運営が「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた運営となるよう指導することで質の向上を行った。	ア このまま継続、推進する 令和7年3月策定「長崎市こども計画」に基づき継続して推進を図る。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
64	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民(男性)	人権男女共同参画室 生涯学習企画課	○男女共同参画推進センターにおいて、男性の子育てや家事への参画を推進する講座を3回実施し、内容について親子共ともに興味を持ち参加できるような講座が開催できた。 ○春と秋に、男性限定の「まかせて厨房」という料理講座を実施した。(西公民館) 実施回数:12回(春、秋それぞれ6回) 受講者:延べ166人(各回16人) ○男性料理教室「男性のための介護食教室」を実施した。(南公民館) 実施回数:1回 受講者数:5名	【成果・効果】 ・男性が興味を持ちやすく、家事や育児への参画につながるような講座を企画したことにより、男女共同参画について意識の醸成を図ることができた。男女共同参画推進センター主催講座においては、講座参加者の満足度も平均96.8%と高い結果であった。 ・公民館で料理したことを家庭で実践することで、食生活の改善・安定に役立っている。 ・受講対象を男性限定としたことで、「受講しやすかった」との声があった。また、「自宅でも試してみたい」という感想もあり、学ぶ意欲を高めることができた。 【問題点とその要因】 今後も男性、子ども共に興味を持ち、父親の家事や育児への参画につながるような講座を企画する必要がある。野外の講座の場合は、天候に左右されるため、雨天時の対応など企画段階で柔軟に対応できる内容の準備も求められる。	ア このまま継続、推進する 父子対象のイベント等については、父親と子どもの組み合わせに限らず、父親を含めた家族が参加できる講座を企画する。
65	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援 課	○家族等介護教室を開催した。 ・開催回数:35回 ・参加者数:287人(実人数)	【成果・効果】 ・令和5年度に比べ、70歳以上の方、女性の方の参加者が増加している。 ・家族等介護教室をきっかけに家族介護者の交流の場が作られるようになっている。 【問題点とその要因】 ・60歳以下の現役世代や男性の参加が少ない。 ・平日の開催が多いが、高齢者サロンやその他の用事と重なり参加しづらいといった声も出ている。	ア このまま継続、推進する 様々な立場の介護者が参加できるように開催日時や開催方法の調整を行いながら継続する。

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
66	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、琴海地区で、男女共同参画推進のための「お出かけ講座」を実施した。	【成果・効果】 ・地域の特性を活かした講座を実施することができた。地元で活躍する女性生産者の仕事や家庭における男女共同参画に関する話は受講者の関心を引く興味深い内容であったことから、参加者の理解の深まり度は100%であり、男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 各地域の情報収集を行い、今後も講座を企画していく。
67	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	市民	市民協働推進室	○市民活動団体の拠点として指定管理者による市民活動センターの運営や、市民活動に関する情報提供及び相談対応を行った。助成金の申請サポートや組織運営に関する相談のほか、SNS等を活用した情報発信など時代のニーズに合った事業展開が図られたほか、市民活動団体の担い手育成を目的とした若い世代が市民活動に触れる交流会を開催するとともに、市民活動団体や地域、行政などへアプローチを行い、様々な主体が交流し連携する流れが促進されている。 来場者数:6,870人(前年度比 ▲505人)	【成果・効果】 九州各県のNPO支援専門員による複数参加型の相談会を毎月開催し、市民活動団体の課題解決を支援している。若い世代向けには、従来の面談やメールに加え、SNSのDMやメッセンジャーを活用した相談対応も実施し、相談のハードルを下げる工夫がなされている。また、若者の市民活動参画促進のため、交流会や大学生向けSDGs地方創生カードゲームによるまちづくり体験会を開催。これらの取り組みは、若者が市民活動に触れる機会を創出するとともに、活動中の若者や支援者との新たなネットワーク構築に寄与し、次世代の担い手育成に貢献している。 【問題点とその要因】 (問題点) 市民活動センターの登録の更新を見合わる団体等があり、登録団体数が伸び悩んでいる。 (要因) ・団体の高齢化等に伴う人材不足等により活動を停止、縮小している市民活動団体もある。 ・市民活動団体に対し、登録団体だからこそ利用できる設備やサービスなど、登録するメリットを伝えきれていない。	ア このまま継続、推進する 指定管理者が有するノウハウを活かした交流事業等による市民活動団体同士の交流や連携強化をはじめ、団体の経営能力の強化や活動のPR支援など、時代ニーズに合った事業を実施することにより、市民活動センターの活性化を図る。
68	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課	○公民館(中央・東・西・南・北・滑石)支援ボランティア登録数:53人、 実施回数:222回、延べ参加者数:470人 (中央公民館) スキルアップ講座(防災)などで活動を支援 1回開催 参加7名 ボランティア主催講座(山歩き)で地域との連携を支援した。 1回開催 ボランティア6名 参加22名 (東公民館) 一時保育ボランティアの活動回数 6回	【成果・効果】 ・館外活動におけるボランティアの支援は、安全確認等がしやすくなり、受講生の安心感につながっている。 ・受講者へのきめ細やかな支援ができた。 ・ボランティアによる幼児・児童への読み聞かせは、幼児・児童の情緒の健全育成につながっている。 【問題点とその要因】 ボランティア登録者の減少及び固定化、高齢化している。 魅力の発信などが不十分で、新たな担い手が不足している。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ボランティアの担い手を増やすため、ボランティアの魅力発信や登録方法の周知を強化する。
69	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課	○自治会未加入者に対する自治会加入促進を行った。 (活動支援) ・自治会加入促進キャンペーン参加自治会数:144自治会、配布グッズ数:延1,118個 ・事業者等との連携による転入者等へのチラシ配布・ポスター掲示:7,200枚(商工会議所5,500枚、勤労者サービスセンター1,700枚) ・大学等のオリエンテーション等におけるチラシ配布:960枚 ・公営住宅説明会での加入呼びかけ:19回 227世帯加入 ・ながさき型地域貢献企業等認定制度:認定数10社 (自治会への経済的支援(事業への補助)) ・自治会集会所建設奨励費補助金:31自治会 ・自治会広報掲示板補助金 :10自治会 ・防犯カメラ設置事業費補助金 :9自治会 ・自治会加入促進ハンドブックの配布:941冊	【成果・効果】 加入促進月間中の未加入者への加入促進の結果、37世帯の新規加入者があった。 【問題点】 これまで様々な取り組みを継続して実施しているものの、各自治会の会員数は減少し、自治会の加入率は依然として減少傾向にある。 【要因】 高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加など、社会を取り巻く状況が変化するなか、自治会においても役員の成り手不足や高齢化等により自治会業務の負担が大きくなり、自治会活動に支障をきたしている。	ア このまま継続、推進する 広く市民に、自治会活動の意義や必要性を周知することで、自治会への加入を促進する。 SNSを活用した自治会運営を促進することで負担軽減を図る。 大学生など若い世代を対象とした自治会加入を促進する取り組みを実施する。 ワークショップや講座を開催し、自治会の課題解決に取り組む。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
70	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体市民	地域コミュニティ推進室	○地域の話し合いの場を支援し、「まちづくり計画」を策定した地域コミュニティ連絡協議会が新たに4地区設立され、48地区となった。 ○協議会の設立の検討に至っていない地区について、「支援計画」に基づいて協議会の設立に向けた支援を行い、新たに2地区で地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が立ち上がった。	【成果・効果】 地区内での団体間の連携が進み、様々な分野の課題解決や活性化に向けて取り組む地区が出てきている。 各種団体が連携したまちづくりの機運が高まった。 【問題点とその要因】 地域のまちづくりの取組みが広がっているものの、まとめ役となる団体や担い手が不足していることなどの地域の実情、特性などから協議会設立に向けての機運が高まっていない地区もある。	ア このまま継続、推進する 地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う場の開催を通して、それぞれの地域に応じた「まちづくり計画」の策定を行い、「地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。 協議会の設立の検討に至っていない地区について、各地区の実情に合わせて策定した「支援計画」に基づいて地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援を寄り添いながら行う。
71	男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター(アマランス)の優先利用予約や減免による申請を行い、男女共同参画推進事業ボランティアの活動の場を提供した。	【成果・効果】 男女共同参画推進事業ボランティアがアマランスフェスタにおける基調講演の司会や講座の企画の立案を行い、男女共同参画意識の啓発を行うことができた。 【問題点及び要因】 ボランティアの高齢化や若年層であっても日中仕事等により、従事できる人数が減少し、一人当たりの負担が増大している。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 登録者数が減少しており、ボランティアの在り方について検討する。

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進

施策の方向(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
72	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○長崎市地域防災計画の内容を検討する長崎市防災会議を令和7年3月に実施した。 長崎市防災会議の構成員については、構成団体に対して男女共同参画の視点を反映できるよう女性委員の推薦を検討していただくようお願いしている。 防災会議委員(55名)のうち、女性委員の数:9名	【成果・効果】 長崎市地域防災計画修正にあたり、長崎市防災会議を開催し、女性委員の意見を伺う機会を設けることができた。 【問題点】 依然として女性委員の比率が40%未満となっていること。 (長崎市附属機関の設置等に関する基準の運用方針において、片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮することが定められている) 【要因】 委員の構成については、専門性等の理由により、災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市の部長など、特定の職を指定しているため。	ア このまま継続、推進する 委員構成について、引き続き検討するとともに、職が限定されない団体に対し、委員推薦依頼時に女性委員の推薦をお願いしていく。
73	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室	○令和6年度は、令和6年12月15日、22日の2日間にわたりに市民防災リーダー養成講習を実施した。 市民防災リーダー総数:1,340名	【成果・効果】 令和6年度の実績として、38人を市民防災リーダーとして認定した中で、そのうち女性は、6人を認定した。 【問題点】 昨年度と比べ女性の認定者数は減少しており、依然として女性の割合が少ない。 【要因】 防災活動に対して、避難者の搬送など力仕事が必要な活動があることから、男性に比べ女性が担うことが難しいと思われていることが要因の一つとして考えられる。	ア このまま継続、推進する 今後とも、避難所運営など女性視点での防災活動の必要性を周知し、地域から女性のリーダーを推薦していただけるよう促していくとともに、より気軽に防災に関する知識を身につけることができる「ながさき防災サポートー養成講習」を周知し、防災リーダーへのステップアップの促進に取り組む。
74	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○授乳等が行えるスペースが確保できる避難所を調査し、ホームページで公開した。	【成果・効果】 災害発生時に避難所に避難するにあたり、HPで開設状況と合わせて授乳スペースが確保されている避難所の表示をしているため、乳幼児を抱える世帯に有益な情報が提供できている。 【問題点】 一部の指定避難所では、授乳スペースが確保されていない 【要因】 プライバシー確保のためのスペースは、避難所によっては避難スペースが限られるため。	ア このまま継続、推進する 今後も、男女の視点を反映させたうえで、備蓄品購入の検討や、避難所運営に努めていく。
75	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室	○相互支援ネットワークに参加し、大規模災害発生時だけでなく、平常時においても情報交換などを通じて、被災地や被災地外の情報を共有しながらをもった。	【成果・効果】 令和5年度から相互支援ネットワーク参加により、被災地の状況や女性のニーズ等について、リアルタイムで情報の把握、共有ができた。また、運用訓練(オンライン)にも参加を行い、被災地における課題や状況の把握が行えた。	ア このまま継続、推進する

推進目標Ⅲ男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
76	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「DV根絶のための連続講座」(全5回)を開催し、NPO法人DV防止ながさき、警察、弁護士、大学准教授など専門家を講師に迎え、DVに関する正しい知識を深めてもらうための啓発を行った。	【成果・効果】 講座に参加した市民や支援者に対し、DVの現状やDV対策、支援の在り方等について最新の知識を伝えることができた。 【問題点とその要因】 DVに対する正しい理解と認識を効果的に啓発することができた。	ア このまま継続、推進する 今後もDVに関する正しい理解のため、NPOなど関係機関と協力し、講座開催による啓発を行う。
77	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターで発行している「アマランス通信」Vol.237において、「女性に対する暴力をなくす運動」の記事や性犯罪・性暴力に関する相談についての情報を掲載し、アマランス館内に掲示・設置した。 ○同紙を講座開催時に市民に配布するとともに、フェイスブックやインスタグラムに掲載し、広く情報発信した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に稻佐山山頂電波塔、眼鏡橋及び袋橋をシンボルカラーの紫色にライトアップした。	【成果・効果】 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて通信を発行することで、DVに対する正しい理解と認識を効果的に啓発することができた。	ア このまま継続、推進する 今後も様々な媒体を使い、DVに関する最新情報を発信していく。
78	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課	○「デートDV防止授業」25回開催 (内訳) 市立中学校17校 : 17回 私立・県立中学校2校 : 2回 高等学校5校 : 5回 専門学校1校 : 1回	【成果・効果】 過去最高の実施数であり、本授業の認知と需要が高まっていると考えられる。デートDVの実態及び防止に関して、若年層に広く周知することができた。 【問題点とその要因】 認知度は上がってきておりが市立中学校においては、実施率が37校中17校と5割程度にとどまっている。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、教育委員会、NPO法人等の関係機関と協力し、全中学校での実施を呼びかける。
79	相談員の資質向上及び心理的ケア(ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加)	相談員	人権男女共同参画室	○ケース会議の開催 アマランス相談においてケース会議を定期的に開催し、相談員と職員で相談事例の情報共有や業務改善等について協議を行った。 実施回数:4回 ○DV対策等の関係会議への参加 県下の配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議(年2回)等に参加し情報交換・共有を行うとともに、国の研修会を受講し相談員の資質向上に努めた。	【成果・効果】 相談員間での相談事例の共有や研修等への参加により、資質向上に努めることができた。また、関係機関の会議に参加することにより情報共有や連携強化を図ることができた。 【問題点とその要因】 ケース会議の開催は必要時に行っているため、実施回数が4回にとどまっている。また、総務課の法務担当主幹を招いて、相談事例についての法的助言等を受けることができなかった。	ア このまま継続、推進する 今後も、会議への参加、研修会等への参加を積極的に行っていく。 ケース会議に関しては、今後も月1回の開催に拘らず、必要時にわずかな時間でも集まり情報共有等を行うようにしていく。
80	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室	○DV被害者支援連絡会議研修会を開催し、DV被害者の自立支援についてを学んだ。 参加者:連絡会議委員所属 38名	【成果・効果】 DVについての現状や被害者の自立支援について、市職員に期待される対応について講義を行っていただき、被害者の立場に立った支援について意識を高めることができた。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き研修会を開催していく。 研修会の実施のみではなく、DV被害者に対する適切な支援などについて、委員所属課へ適宜情報提供を行う
81	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	DV被害者	建築総務課	○DV被害者避難や火事等の災害により居住している住宅を喪失した方などを対象に、一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)住戸を10戸程度確保している。 使用実績:2世帯(DV被害者)	【成果・効果】 迅速な対応に努めたことにより、更なる被害を未然に防ぐことに繋がった。	ア このまま継続、推進する

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
82	DVに関する相談(アマランス相談)	市民	人権男女共同参画室	○DVに関する相談の実施 一般相談 年末年始を除く毎日 (10:00~12:00 13:00~16:00) 水曜日夜間電話相談(18:00~20:00) DV相談:110件 弁護士による法律相談 祝日を除く毎週金曜日(13:00~16:00) 臨床心理士による心の健康相談 月2回(13:00~16:00)	【成果・効果】 年末年始を除き毎日相談を受けており、DVなどによる精神的ストレスや問題解決に向けたアドバイス等を行った。相談数もコロナ禍以前の状態へ回復している。 【問題点とその要因】 アマランス相談の周知については、広報紙や相談カードの設置など紙媒体が主であり、SNSでの周知が不足していることなどから、アマランス相談を知らないと回答した人の割合が約6割となっている。(令和6年度市民意識調査「アマランス相談」を知っている人の割合41.1%)	ア このまま継続、推進する 相談を必要とする市民に対し、今後も継続して相談支援を実施する。 また、相談窓口の周知については、カードやチラシの設置場所を拡大するとともに、利用率の低い若年層にも知ってもらうためデジタル媒体を利用したさらなる周知を図る。
83	一般相談、法律相談(市民相談)	市民	自治振興課	○相談員による一般相談【月～金(8:45～17:30)】 延相談件数: 4,383 件 ○弁護士による無料法律相談【月・火・木(13:00～16:00)】 延相談件数: 429 件 令和6年度から法律のオンライン相談を開始	【成果・効果】 オンライン相談ができる環境を整えたことで相談できる方法が広がった。(実績は0件である) 【問題点とその要因】 急なオンライン相談が現状難しく、窓口で対応した方が早い場合がある。	ア このまま継続、推進する 相談件数の多少での成果は図りにくいため、今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談窓口の更なる周知を図っていく。
84	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	DV被害者	住民情報課	○DV等の被害者のうち、生活の安全を確保するため、住居にかかる情報を加害者に知られないよう保護する支援措置を実施した。 長崎市在住支援措置申出者:203名 (うちDV被害者:123名)	【成果・効果】 支援措置対象者数での成果は図りにくいため、今後も関係部局との協力体制の整備を行うとともに、支援体制の強化を図っていく。	ア このまま継続、推進する DV等の被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を、加害者に知れないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)を実施する。
85	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室	○県南地区女性相談関係意見交換会や県犯罪被害者支援連絡協議会において、警察、法テラス、社会福祉協議会、民間団体などと情報交換を行った。	【成果・効果】 研修会等において相談内容に応じて、より適切な関係機関を案内できるよう各相談窓口の情報提供が行われており、緊急時等に迅速な対応をすることができた。	ア このまま継続、推進する 今後も関係機関との会議や研修などの積極的に参加し、情報収集を図るとともに、連携・協力体制を強化する。
86	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課	○地域包括支援センターにおける相談対応件数 1,402件 ○虐待措置件数 2件	【成果・効果】 相談・通報後は、市及び地域包括支援センターによる速やかな介入支援を行い、施設入所措置を令和6年度は2件行う等、高齢者の緊急保護を行った。 【問題点とその要因】 徐々にエスカレートして虐待に至ることも多いため、周囲の関係者と当事者とで虐待への認識が異なり、当事者から支援への同意がなかなか得られず、支援が遅れることがある。	ア このまま継続、推進する 支援関係者間で連携しながら高齢者及び養護者を支援し、緊急時には保護を速やかに行う。
87	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課	○高齢者虐待及び認知症等に関する研修会の参加者数 1,773人	【成果・効果】 令和6年度より成年後見制度の専門機関を設置したことにより、研修や講座等の啓発の場を大きく増やすことができた。 また、市主催の際には、ハイブリッド形式で行うことで、事業所単位で受講することができ、より多くの関係者に学んでもらうことができた。 【問題点とその要因】 研修対象者である高齢者虐待や認知症高齢者の関係機関は多岐に渡るため、全ての関係機関に参加してもらうことは難しい。	ア このまま継続、推進する 研修を開催するだけでなく、講師派遣という形でも関係機関への支援を行う。

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
88	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営(障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課	○障害者虐待防止に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。 通報・相談受付件数:44件	【成果・効果】 通報や相談があった場合、早急に協議を行い、関係機関との調整・対応につとめ、適切な運営ができた。また、障害者自立支援協議会にて障害者虐待防止に関する協議・研修の場を設け、関係機関とのネットワークづくりを行うことで、ケースに応じた適切な支援を実施することができた。 【問題点とその要因】 基幹相談支援センターやその他の関係機関とのネットワークづくりや連携協力体制の整備に関する協議や研修の機会が少ない。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の未然防止及び早期発見に努める。 ・当課以外の関係機関とのネットワークづくりのため、協議の場及び研修の機会の創出に努める。 ・基幹相談支援センターに一部業務を委託し、連携協力体制の整備に努める。
89	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課	ODV相談の中で子どもへの虐待等の影響が及んでいる可能性のあるものについて、情報提供を受けた。また、支援のつなぎが必要な場合は関係窓口へ同行する等の支援を行った。	【成果・効果】 情報共有を行うことで、切れ目のない支援ができた。 【問題点とその要因】 アマランス相談では匿名相談や、支援の了承を得ず情報提供を受けることもあるため、すべての事例について連携が図られているとは限らない。	ア このまま継続、推進する 引き続き連携のあり方を工夫し、状況に応じて関係課の相談員も同席するなど切れ目のない支援体制を構築する。

施策の方向(18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対象	所管課	令和6年度の事業実施状況	令和6年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
90	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、18回開催した。 LGBTQとハラスメント防止:11回 (内訳) 小学生:5回 中学生:4回 教職員:2回 自分を守るワークショップ:3回 小学生:2回 小中学生:1回 職場のハラスメント対策:4回 一般:3回 教職員:1回	【成果・効果】 小中高校生や教職員、事業所等に対し、ハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。	ア このまま継続、推進する 引き続き、学校や事業所等のハラスメント予防啓発のため、派遣講座の活用を、市立学校への文書やフェイスブックやインスタグラムなどで周知する。
91	セクシャル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談の一般相談として、セクシャル・ハラスメントに関する相談を4件受けた。	【成果・効果】 年末年始を除き毎日相談を受けており、セクシャル・ハラスメント等による精神的ストレスや問題解決に向けたアドバイス等を行った。	ア このまま継続、推進する